

## 第3章 ビジョン

### 1 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のビジョン

前章までで述べたとおり、阿蘇地域の景観は、世界水準のデスティネーションを目指す上で、又は、世界文化遺産登録を推進する上での基盤となる資源です。この長年かけて築き上げられた「阿蘇らしい」景観を守っていくためには、生業である農畜産業を維持し、資源を観光等で活かしながら、地域外の受益者も含めたありとあらゆる関係者で支え合う仕組みによって「はぐくみ」、さらに「未来へとつなぐ」ことが重要であり、これこそが本公園の目指す姿です。そこで、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のビジョンを「はぐくみ、つなぐ『阿蘇らしさ』～世界に誇れる国立公園へ～」に設定します。



## 2 国連持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）は、先進国と途上国のすべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として2015年9月に国連サミットで採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由、ジェンダー平等の人々が人間らしく暮らしてこための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっており、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。

本ビジョンは、このSDGsの目標にも貢献できるものであるべきものです。具体的には、ビジョンの実現や管理運営方針の推進によって、主に下図のようなSDGsの目標への貢献ができると考えています。

	取組によって直接アプローチするゴール	取組を行うことで貢献できると考えられるゴール
I 世界に誇る自然環境と文化的景観の保全	 	 
II 自然資源等を活かした地域経済の振興	 	
III 自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成	  	

## 第4章 管理運営方針

本章では、ビジョン実現の3つの柱を、管理運営の方針として設定しています。

### 1 方針Ⅰ 世界に誇る自然環境と文化的景観の保全

#### (1) 現状と課題

ア 農畜産業従事者の減少や生活様式の変化によって草原や農村風景の存続が危ぶまれている背景や脱炭素化に向けた潮流の中で、再生可能エネルギー施設の設置が一部で行われていますが、場所や規模によっては、阿蘇らしい景観を阻害することになりかねません。こうした懸念から、令和2（2020）年1月には、熊本県及び阿蘇郡市の7市町村から、大規模な太陽光発電施設等の開発に対する景観への配慮の必要性を表明した「阿蘇の景観を守る宣言」が出されています。

イ 阿蘇地域は、カルデラ地形という特殊な環境の中に生活空間があり、火山噴火、地震、豪雨災害等の自然災害と隣り合わせで生きなければならない宿命を持つ地域です。災害復旧工事では、住民と利用者の安全確保を最優先とした上で、阿蘇らしい景観も維持する取組が求められつつあります。

ウ 令和3（2021）年度に、熊本県が牧野組合を対象に行った調査では、「野焼き等の維持管理が10年以上継続可能」と答えた牧野が、面積比で全体の約4割にとどまるなど、阿蘇地域の草原維持を取り巻く状況は一段と厳しくなっています。とりわけ、地域住民からは、野焼きの継続が最重要課題であり、安心安全に野焼きを行うための仕組みづくりについて、行政からの支援が求められています。

エ 草原同様に、南郷谷や外輪山上の棚田、段々畑等の地形的制約による営農条件の不利性から、耕作放棄地の増加やスギの植林等の集落における土地利用の変化といった土地利用管理の後退がさらに進む懸念があります。

#### (2) 重点施策

##### ア 重点施策Ⅰ－1 法令による景観形成の推進

自然公園法や本管理運営計画による審査基準（以下「自然公園法等」という。）、世界文化遺産登録推進の動きとも関連する市町村の景観条例や景観計画、まちづくり条例の改正、重要文化的景観選定等で相互に連携し、優れた景観形成を推進します。

具体的には、カルデラ、火山地形、草原景観、農村風景等の「阿蘇らしい」景観を保全していくため、「自然景観そのものが主役」を基本スタンスとして（詳細は第5章に記載）、自然公園法等による許認可指導を通じて、特別地域については特に厳格な景観形成を推進します。また、普通地域においても、要届出行為となる比較的規模の大きい太陽光発電施設、建築物、鉄塔、広告物等を主な対象として景観形成を推進します。

一方で、普通地域には人と自然の関わりによって築き上げられた文化的景観の資産として水田、伝統的な水利施設、火山信仰や農耕祭事にまつわる神社等が多く存在します。これらに関しては、市町村の景観条例の改定や重要文化的景観選定とも連携しつつ、景観形成を推

進めます。

#### イ 重点施策 I-2 景観に配慮した公共工事の推進

熊本県の公共事業等景観形成指針（熊本県景観計画、令和4（2022）年4月1日変更）では、「公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しており、地域に応じた景観的配慮を行い県土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要がある」と規定されています。これを踏まえ、重点施策 I-1 ではコントロールが難しい普通地域での景観配慮も含め、公共工事において、民間の模範となる景観配慮を推進します。

一方で、災害復旧工事においては、予算の制約や迅速な対応を要するといった課題がありますが、道路、砂防、河川工事等の関係部局と連携し、通常時から景観にも配慮する復旧の方法を模索することで、災害時への対応も検討します。



草原内で景観に配慮された堰堤の例



草原内で目立つ堰堤の例



景観配慮型の安全柵



同一区間内に様々な仕様が並んだ安全柵



### ウ 重点施策 I-3 地域との協働による特徴的な自然環境の維持保全

草原、ミヤマキリシマ群落、登山道等の阿蘇地域に特徴的な自然環境を保全するために、地域関係者と協働した取組を進めます。主な取組の方針については、次のとおりです。

#### (ア) 草原の維持保全

牧野組合、行政区、学識経験者、NPO、関係行政機関等の 260 を超える関係者（令和 3 年度現在）で構成される阿蘇草原再生協議会が策定した、阿蘇草原再生全体構想（第 3 期）に基づき、草原の維持保全に取り組みます。阿蘇草原再生全体構想（第 3 期）では、草原を取り巻く状況が一段と厳しくなることが予想される中で、30 年後の目標として「今と変わらない規模の阿蘇草原を残す」と設定されており、目標達成のため、これまで取組んできた「生業による草原維持の支援強化」に加え、「公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理」や「普及啓発と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり」が取組の柱として位置づけられています。

また、平成 16（2004）年には自然公園法第 43 条に基づき、公園管理団体である（公財）阿蘇グリーンストックと、地元牧野組合及び阿蘇市が「下荻の草風景地保護協定」を締結し、公園管理団体による草原の管理が行われています。

環境省でも、牧野カルテの作成や恒久防火帯整備等を継続し、阿蘇草原再生協議会の中で求められる役割を果たすことで、農村集落の活性化にも貢献します。

#### (イ) 登山道の維持管理

登山道に関しては、遭難事故の防止及び火山噴火の発生、火山灰の堆積又は噴火警戒レベル（以下「噴火警戒レベル等」という。）の変動に応じた適切な登山道の運用を最優先とします。これに加え、浸食による複線化や木製階段のハードル化、登山者のニーズに応じた情報の一元的発信、ロングトレイルの推進等の課題もあり、それらの関係者も多岐に渡ることから、国立公園満喫プロジェクト阿蘇くじゅう国立公園地域協議会（以下「満喫プロジェクト地域協議会」という。）で新たに設置した阿蘇地域トレイル利用部会での議論を中心に、関係機関や民間団体との連携強化による管理を進めます。



浸食によって複線化した登山道



木製階段のハードル化

(ウ) 自然環境の変化の把握

地球温暖化や野生生物の個体数の変動が生態系へ影響が及ぼすことも想定されます。甚大な悪影響には迅速に対処できるよう、自然環境の変化の把握に努めます。把握方法については、環境省で実施する自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 等の取組に加え、希少動植物保全の合同パトロール等の関係機関の取組とも連携を図ります。

## 2 方針Ⅱ 自然資源等を活かした地域経済の振興

### (1) 現状と課題

ア 平成28(2016)年度に、国立公園満喫プロジェクト8公園に選定され、インバウンド利用者数増加のための集中的な取組を推進し、訪日外国人利用者数は、平成27(2016)年度の約68万人から平成30(2018)年度の約103万人へと、着実に増加してきました。一方で、令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドの推進が難しい状況であるとともに、コロナ禍においても安心安全に利用できる受入環境づくり等が求められています。

イ 阿蘇地域の景観資源を維持するためには、地産地消の推進といった農畜産業等の生業の振興につながる取組を行うことが必要不可欠です。

### (2) 重点施策

#### ア 重点施策Ⅱ-1 国立公園満喫プロジェクトの推進

SUP2025に基づき、国内誘客の強化、ワーケーション等の新たな公園利用の提供、安心安全な受入環境づくり、キャパシティコントロール、SDGsの推進等の新たな視点も取り入れ、引き続き地域に経済効果をもたらす事業に取り組みます。

#### ○主な取組(詳細はSUP2025を参照)

- ・感染防止策の推進、三密を回避できる屋外プログラムの充実等の安心安全な受入環境づくり
- ・教育旅行等の国内ニーズに応じたツアーコンテンツの造成等の国内誘客の強化
- ・ワーケーション等の新たな公園利用の提供
- ・平日、早朝及び夜間でのプログラムづくりの推進、パーク&ライドや利用拠点のリアルタイム混雑状況の発信等のキャパシティコントロールの推進
- ・ビューポイントにおける景観配慮の徹底、サステナブルなアクティビティの造成等の保護と利用の好循環化
- ・宿泊施設等におけるラグジュアリーサービスの推進、利用拠点の廃屋等の撤去、リニューアル、再配置の検討等の上質なサービスの提供
- ・火山活動、広大な草原、湧水群等の優れた景観を活用したサイクルツーリズム等のコンテンツの造成等のキラーコンテンツづくり
- ・アクセスルート上にある観光地等との観光圏の形成、周辺の温泉地等の共通するコンセプトを持った地域との往来促進、近隣の国立・国定公園における観光情報等の共有等の広域周遊の促進
- ・協力金や負担金の導入(地域自然資産法の導入検討を含む。)、アクティビティ等での再生可能エネルギーの活用、脱プラスチックへの取組等のSDGsの推進
- ・キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上(Wi-Fi整備等)、ユニバーサルデザイン化、ビジターセンター(以下「VC」という。)におけるツアーデスク設置等の利用環境の向上

- ・阿蘇山上V Cの管理運営、災害発生時の緊急事態対応等の検討等の熊本地震からの創造的復興
- ・国立公園オフィシャルパートナー、関係者等との連絡体制の充実等の産学官金等の連携の強化
- ・国立公園への誘導策やプロモーションの推進

#### イ 重点施策Ⅱ－２ 農畜産業等の生業の振興

農畜産業への支援、地産地消の推進、野草や木材の利用の促進等を通じて、農村風景や草原の維持に不可欠な生業の振興に貢献します。農畜産業への支援については、阿蘇地域においても、既に農林水産省の施策である日本型直接支払（中山間地域直接支払交付金、多面的機能直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）によって多くの支援がなされていますが、生物多様性に配慮した営農を推進するために、環境保全型農業直接支払制度等の活用拡充も視野に、農村風景の維持管理の担い手への支援策を強化できるよう努めます。これらは、主に満喫プロジェクト地域協議会や阿蘇草原再生協議会での検討を通じて進めます。

また、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3（2021）年10月1日）が策定されたことを踏まえ、国立公園管理においても公共建築物における積極的な木材の利用の推進に加え、自然公園法による許認可指導においても、地域資源としての木材の利用を促進します。

#### ○主な取組

- ・あか牛の飼養頭数拡大に向けた支援等の農畜産業への支援
- ・恒久防火帯の整備支援等の牧野管理作業の軽減
- ・環境保全型農業直接支払制度等の生物多様性に配慮した営農を推進するための環境保全型農業直接支払制度等の活用拡充検討
- ・野草の堆肥利用、茅材としての商品化推進、ススキの緑化材としての普及等の野草や木材の利用の促進
- ・地産地消、グリーンツーリズム等の推進
- ・観光利用による草原維持の担い手への還元の仕組みづくり





恒久防火帯の整備支援



茅材の商品化推進

### 3 方針Ⅲ 自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成

#### (1) 現状と課題

ア 以前より森林の水源涵養機能については知られていましたが、近年、特に阿蘇地域においては、草原、水田、遊水池等の有する公益的機能（炭素固定機能、水源涵養機能、防災減災機能等）が注目されています。特に、阿蘇地域は「九州の水がめ」と表現されるように、福岡県や熊本市内等の周辺地域へもたらす水の恩恵についても注目されています。

イ 一方で、自然資源を管理する担い手の不足によって、こうした資源の縮小や消失が懸念されており、地域外の受益者を含む住民の安心で豊かな暮らしや持続可能な社会の構築に貢献するためにも、こうした資源を保全する重要性が高まりつつあります。

ウ こうした公益的機能を持つ資源の保全に関して、地域住民の理解を促進し、後継者の確保に努めるとともに、地域外の公益的機能の受益者にも、資源の保全管理の一翼を担ってもらう仕組みを構築していくことが必要です。研究機関と連携した科学的知見の収集に努め、知見を分かりやすく啓発し、公益的機能の維持と保全の仕組みを構築することで、周辺の都市部も含めた地域社会の持続可能な発展に寄与します。

#### (2) 重点施策

##### ア 重点施策Ⅲ－1 地域循環共生圏の構築

政府目標として 2050 年までの脱炭素社会の実現が掲げられており、また、環境省の重要政策として「地域循環共生圏」が提唱されています（第五次環境基本計画、平成 30（2018）年 4 月閣議決定）。「地域循環共生圏」とは、地域資源を最大限活用して、自立・分散型の地域社会の形成や、他地域と資源を補完し支え合うことを目指す考え方です。阿蘇地域においては、草原の炭素固定機能や水源涵養機能等の自然資源の持つ公益的な機能に着目し、機能を維持するための新たな仕組みづくりを進めます。

##### ○主な取組

- ・電気自動車活用促進、公共事業への地域資源の活用、草原の炭素固定機能を活かした新たな草原管理の仕組みづくり等の脱炭素社会の推進
- ・水源涵養機能や防災減災機能を維持するための新たな仕組みづくり

##### イ 重点施策Ⅲ－2 環境学習と普及啓発の実施

自然資源を管理する担い手の後継者育成や、上記Ⅲ－1 の仕組みづくりを推進するために、草原環境学習や普及啓発を推進します。

##### ○主な取組

- ・科学的知見を活かした分かりやすい啓発資料の作成
- ・阿蘇地域内の学校への草原環境学習の実施
- ・資源維持への協力や適切な利用推進のための啓発等の地域内外の公益的機能の受益者への普及啓発